

総長選挙

～どうして変わる？ どう変わる？～



濱口総長の任期満了に伴う総長選挙が先ごろ行われ、次期の総長が松尾教授に決まったばかりですが、近々、さらに次の総長選挙に向けた規程改正が予定されています。

規程は 2014 年度末までに改正、つまり、改正までに、わずか 2 か月しか残されていないということです。ご存じでしたか？

現時点では、次の 5 つの改正が予定されています。

改正点 1 : 広く学内外から候補者を

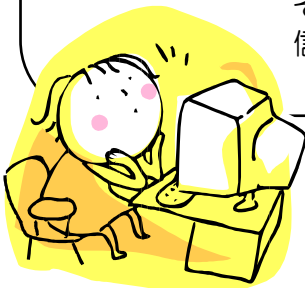
- * 現行の学内者による推薦に加え、経営協議会からも推薦が可能に。
- * 学内者からの推薦が 5 名を超えた場合、一次投票（学内投票）で人数を絞り、総長選考会議が候補者を決める。

改正点 2 :

任期を見直し、再任手続きを柔軟に

- * 任期を現行の 6 年から 4 年に短縮。ただし再任可とし、再任後の二期目は 2 年とする。
- * 再任は、評価に基づき、総長選考会議等が判断。

その際、学内構成員の信任投票は不要。



改正点 3 :

総長選考会議が主体的に選考に対応

- * 候補者名簿は総長選考会議が決める。
- * 候補者への公開質問や討議は総長選考会議が主体となる。
- * 二次投票の有権者や投票回数も検討。

課長補佐以上の事務職員等の有資格化などが検討されています

改正点 4 : 総長の業績評価と解任の対応

- * 中間評価を 3 年目終了後に前倒し。

改正点 5 : 選考の公表

- * 選考プロセス、総長選考会議の議事概要、候補者名簿、学内意向投票結果等を学外に公表。

そのため、選考方法もこのように改正される見込みです。

※現在、一次投票から二次投票までの間に、有資格者以外（学生・非常勤職員の一部等）の意向を知るために行われている「意向確認投票」について、今回の改正では予定されていません。



なぜこんなにも急いで規程改正を行うのか？
それは「国立大学法人法」が改正されたからです。

2014年8月29日には文科省から「国立大学法人法改正・同施行規則改正の省令通知」（26文科高第441号通知）が出され、各法人で規程改正が進められています。

この通知には留意事項（一部を以下に抜粋。四角で囲ったものが該当）が付され、本学でもその対応に追われてきました。
そして検討した結果、前述のような改正（案）が作成されたのです。

「**学長等選考会議は、**
当該国立大学法人等にふさわしい学長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、**広く学内外の候補者から主体的に選考を行う**」

「選考の過程で**教職員による、いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長等選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学内のほか社会の意見を学長の選考に反映させる仕組みとして設けられた**学長等選考会議の主体的な選考という観点からは適切でない****」

「**学長等選考会議の構成員については（中略）
多様なステークホルダーが参画するよう努める**」

「**学長等選考会議は、
選考した学長の業務執行の状況について、
恒常的な確認を行うことが必要**」

「**学長の任期については、
国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、
学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定める
ものであるが、
学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、
任期を設定**」

「**現学長について、例えば、
学長等選考会議が優れた業績を上げていると
判断した場合には、
教職員による、いわゆる意向投票を行わずに
再任を認めるなど、柔軟な手続を確保すること
についても適切に留意**」

総長選考会議の権限が強化され、学外の意見がより反映されやすい仕組みに変えよう、という傾向が見て取れます。



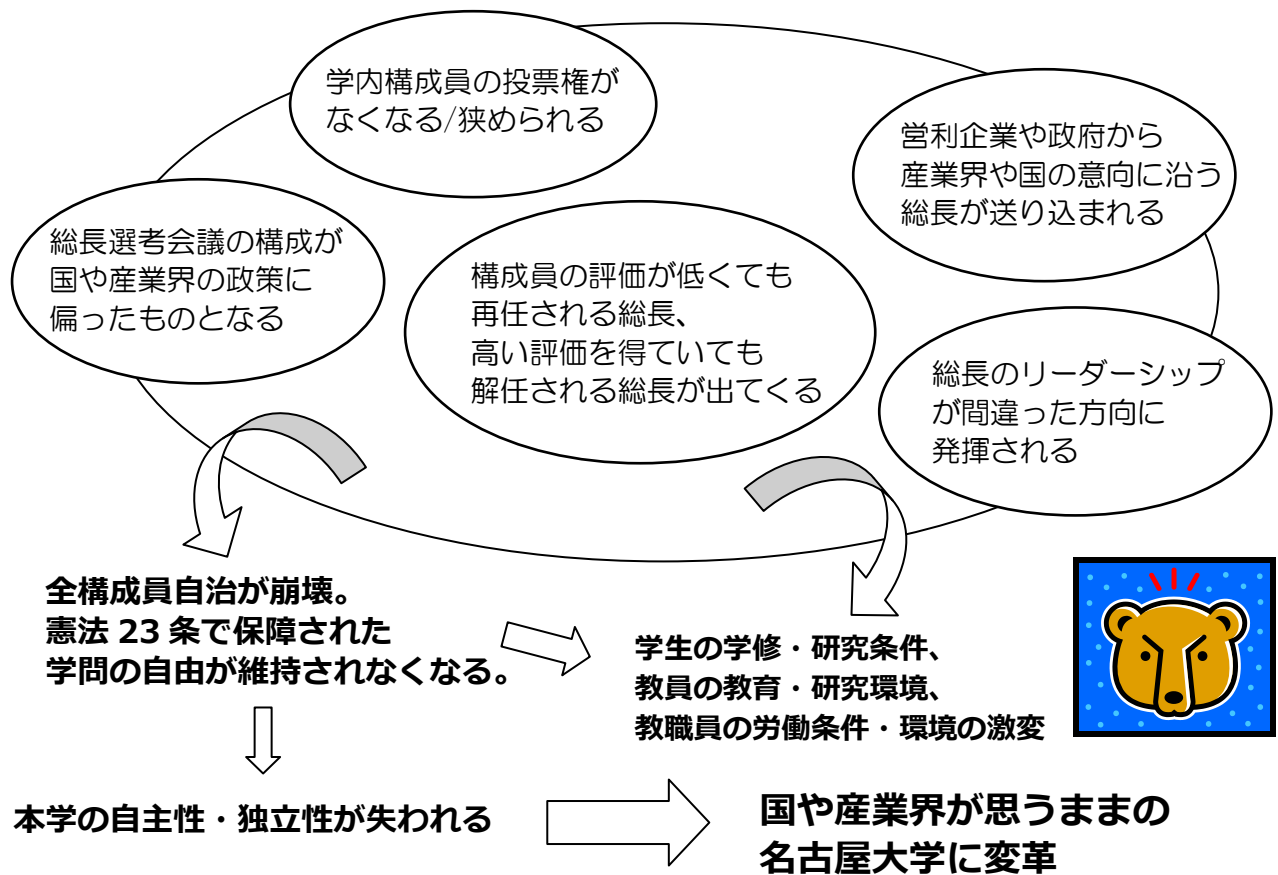
この国立大学法人法の改正は、2013年11月に文科省が策定した「国立大学改革プラン」、また、中央教育審議会大学分科会が2014年2月12日付で公表した「大学のガバナンス改革の推進について」と深く関わっています。

これらは、大学を事実上ランク付けし、様々な財政誘導策によって文科省が考える「大学改革」を進めるものとして、また、政府が大学を産業政策の中に組み込み、産業競争力強化の観点だけに立った「大学改革」を行わせようとするものとして、私たちが反対してきた施策です。

すでに、教員の年俸制導入やミッションの再定義、スーパーグローバル構想など、様々な形で実際に本学にも具体的な影響を及ぼしてきており、今回は総長選挙規程の改正という形で現れました。

国立大学法人法に加えて学校教育法も改正されており、着々と「大学改革」が進められているのです。

今回の総長選の規程改正により、次のようなことが起こってしまうかもしれません。



あなたはどう考えますか？
今回の総長選挙の規程改正に対するご意見等をお寄せください。

ご意見はこちらまで>>名古屋大学職員組合
学内便宛先：名古屋大学職員組合
E m a i l : nuufs@nuufs.org